第1回 北海道河川審議会

平成29年7月31日（月）

1.開　　会

髙　橋：　定刻より若干早いですけれども、全員おそろいなので、ただいまより第1回北海道河川審議会を開催させていただきます。本日司会進行させていただきます河川砂防課計画グループの主幹をしております髙橋と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

まず初めに、配付しております資料について確認させていただきます。まず、資料1、2、3と紙ファイルに一式ファイリングした説明資料、あと参考資料1というものがあります。それと、参考資料2、北海道河川審議会設置要領、あと参考資料3としまして河川整備基本方針策定要綱というものがございます。あと、一番上に本日の次第と委員の名簿、それと配席図があります。不足等はございますでしょうか。なければ、お知らせ願います。もう一つ、後ほど説明に若干使わせていただきます北海道の川づくり基本計画というものを参考に置かせていただいております。

それでは、次第に従いまして、次第の2、開会挨拶として河川砂防課長の金澤より一言ご挨拶申し上げます。

2.開会挨拶

金　澤：　本日はお忙しい中、第1回北海道河川審議会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。河川砂防課長の金澤でございます。本審議会の開催に当たりまして、一言ご挨拶申し上げます。

日ごろより北海道の河川行政の推進につきましてご理解とご協力を賜りまして、誠にありがとうございます。

本審議会は、前回まで北海道河川委員会という名称で平成11年から計32回開催してきております。平成28年3月に道の附属機関等に関する基準というのが改定されまして、平成28年4月1日より北海道の条例に基づく北海道河川審議会に名称を変更したところでございます。

今回は審議会に名称を変更した後の第1回目の開催ですので、第1回北海道河川審議会ということになります。なお、名称は変更しましたけれども、審議する内容につきましては、道が管理する河川に関する重要事項、二級水系の河川整備基本方針ということで、これまでと変わりのないところでございます。

前回は平成28年1月に開催しまして、胆振管内の気門別川水系、厚真川水系の河川整備基本方針についてご審議いただいたところでございます。今回は、2つの事項についてご審議をお願いしたいと思います。

まず1つが、留萌管内遠別町を流れますウツツ川水系の河川整備基本方針についてです。ウツツ川につきましては、平成22年の豪雨によりまして農地を主体とした浸水被害がありましたが、このたび資料が整いましたので、ご審議をお願いしたいと思います。

次に、今後の水防災対策を推進していくための基本的な方針についてでございます。道では平成6年に、主に環境への配慮事項を示しました北海道の川づくり基本計画を策定し

ております。平成9年の河川法改正によりまして、河川環境の整備と保全に関する事項が明文化されていますけれども、それに先駆けて環境への配慮事項を示した画期的なものでございました。

一方、近年、地球温暖化の影響によりまして雨の降り方が局地化、激甚化しておりまして、昨年の8月には全道各地で甚大な洪水被害が発生しました。さらには、都市化に伴う地下空間の活用などの土地利用の高度化、資産の集中化、高齢化に伴う要支援者の増加など、災害から道民の生命、財産を守ることはこれまで以上に重要な課題となっております。

また、昨年の災害を受け、北海道開発局、北海道が共同で設置しました水防災検討委員会の報告や土木学会による災害調査団の提言によりますと、河川上流部の治水安全度の早期向上、ダムを含めた治水計画の再構築、河川情報等の観測体制の強化などが示されているところであり、道といたしましては限られた予算の中で、これらの課題解決に向けたソフト対策、ハード整備などを計画的、効率的に推進するための方針の策定が急務と考えております。

このため、従前の北海道の川づくり基本計画をリニューアルしまして、治水の方針などを盛り込んだものにしていきたいと考えておりますので、本日は策定に向けた体制、今後のスケジュールなどについてご審議をお願いいたします。短い時間の中ではありますけれども、河川整備基本方針などの策定に向けまして委員の皆様の忌憚のないご意見をお願いしまして、開会の挨拶にさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

髙　橋：　次に、本日の委員の出席状況でございますけれども、本日、坂井委員、中宮委員、冨士田委員、丸谷委員におかれましては、所用のため欠席となっております。本日の委員会については、12名中8名が出席でございます。

紙ファイルの最初のページに河川審議会条例が載っておりますけれども、北海道河川審議会条例第6条第2項により、委員の2分の1以上が出席されておりますので、審議会が成立していることをご報告させていただきます。

3.報告事項

髙　橋：　続きまして、次第に従いまして、次第3の報告事項についてです。

北海道河川審議会条例が平成28年4月1日に施行されたことに伴いまして、従前の北海道河川委員会が北海道河川審議会に名称等が変更となったことが先ほど課長からの挨拶の中でありましたが、北海道河川審議会及び河川整備基本方針について河川計画グループの大畑から説明させていただきます。

大　畑：　河川砂防課河川計画グループの大畑でございます。よろしくお願いいたします。目の前の右側のスライド、もしくはお手元のファイルの資料3、北海道河川審議会について（北海道河川委員会の見直し）という資料を添付してございますので、どちらかをごらんください。

次お願いします。平成28年3月31日以前の状況についてでございますが、他県等での訴訟におきまして、要綱、要領に基づいて設置されていた有識者会議等は附属機関に該当

するものとの判決が相次いでおりました。このため、道の総務部におきまして、これまでの附属機関等の定義の見直し、それから附属機関以外の委員会等につきまして必要に応じ整理合理化し、附属機関として条例化を図るということが検討されました。このため、北海道河川委員会につきましても、委員会等に該当するということで見直しの対象とされておりました。

次お願いします。道の総務部の検討結果です。これまで河川委員会は附属機関ではなく、右上の委員会等ということで要領、要綱に基づいて設置してきたのですけれども、総務部の判断といたしまして、河川委員会につきましては調査、審査を行うもので条例により設置するのが妥当との判断が示されました。左下ですけれども、見直し後は名称を河川審議会と変えて、附属機関という位置付けとなったところでございます。なお、附属機関以外に懇談会というものは何かといいますと、行政運営上の参考とするため、有識者等との意見交換、懇談等を行うものという位置付けがなされております。

次お願いします。これまでの経過をまとめたものでございますけれども、平成27年9月に総務部行政改革課におきまして見直し作業が行われ、北海道河川委員会は附属機関に該当するとのことで、条例を制定することが決定いたしました。これを受けて平成27年11月、北海道河川砂防課で北海道河川審議会の条例案を作成しました。その条例案を平成28年3月に議会に提出しているのですけれども、その一月前、平成28年2月にこれまでの北海道河川委員会の委員の委嘱期間が満了となってございます。平成28年3月に提出いたしました条例案が可決・成立いたしまして、平成28年4月1日以降、北海道河川審議会と位置付けられております。昨年審議会は行われておりませんので、今回、平成29年7月が審議会条例施行後第1回目の北海道河川審議会となっております。

次お願いします。次に、審議会条例の内容について説明いたします。まず、第1条で設置ということで、知事の附属機関として北海道河川審議会を置くということを定めております。

第2条として、審議会の所掌事項ですけれども、1つ目は、二級河川その他の知事が管理する河川に関する重要事項を調査審議するということ。2つ目に、法第16条第4項の規定により、その権限に属された事項ということで、これは何かといいますと、白い点線で囲った2つ目ですけれども、河川法第16条の4項に定められております、河川整備基本方針を定めようとする場合において、都道府県に都道府県河川審議会が置かれているときは、あらかじめ当該都道府県河川審議会の意見を聴かなければならないというものでございます。

第3条で、委員の人数は12名以内ということを定めております。

次お願いします。第4条では、委員の任期を2年とすること、それから委員は再任されることができるということを定めております。

第5条で、審議会に会長を置くこと、会長は委員が互選により決定するということを定めております。

第6条で、審議会の開催につきましては、2分の1以上が出席しなければ会議を開くことができないこと。会議の議事については、出席者の過半数で決し、同数のときには会長が決するということになっております。その他、第7条で、この条例に定めるもののほか

運営に必要なことについては、会長が審議会に諮って定めることとしております。以上が河川審議会条例の内容でございます。

最後に、審議会の内容の公表についてでございます。今回の審議会の概要ですとか委員名簿、それから開催予定につきましては、既に道のホームページなどで公表しているところでございます。また、会議の内容につきましても、会議資料、議事概要につきましては開催後10日以内に、議事録につきましては開催後1カ月以内に公表することとなってございます。

以上が河川審議会の説明でございます。

続きまして、河川整備基本方針について説明させていただきます。

次お願いします。今回が1回目の審議会で、新たに委嘱させていただいた方もいらっしゃいますので、河川の分類ですとか河川法の経緯などについて説明させていただきたいと思います。まず、この図は、河川の分類を模式的に図にしたものでございます。左から順番に一級河川、二級河川、準用河川、一番右側が普通河川となっております。一級河川というのは、国土保全上または国民の経済上特に重要な水系ということで、国土交通大臣が指定するものでございます。二級河川というのは、一級以外で公共の利害に重要な関係があるもので、北海道知事が指定するものでございます。準用河川というのは市町村長が指定し、それ以外の公共の水面ですとか水流を普通河川と言います。

下に凡例がございますけれども、濃い青の部分につきましては一級河川の指定区間外区間と言われておりまして、国土交通大臣が管理する部分でございます。一級水系の太い部分、それから大きな支川が国が管理となってございます。薄い水色の部分が知事が管理する区間でございまして、国土交通大臣が知事への管理を指定した区間でございます。一級河川の指定区間という呼ばれ方をしておりまして、国の管理河川の上流部ですとか大きな支川が、道が管理する一級河川になってございます。左から2番目が二級水系のイメージ図ですけれども、二級水系のうち太い部分ですとか大きな支川を北海道が管理してございます。これら国ですとか道が管理する区間の上流部や支川に細い実線、点線がございますけれども、このように準用河川、普通河川があり、市町村管理の区間となってございます。

次お願いします。北海道内の河川数ですとか延長を一覧表にしたものでございます。半分から上段のほうが一級河川で、一級河川全体としては道内に13水系、1,129河川で合計約1万200kmございます。そのうち道が管理しているのは、赤く着色しておりますが、1,073河川、約8,000kmでございます。真ん中ぐらいが二級河川となっておりますが、二級河川は全て知事が管理しておりまして、230水系467河川、延長にして約4,300kmとなってございます。

次お願いします。河川法の変遷についてでございますけれども、河川法は明治29年に洪水などの災害発生防止という観点から治水を中心に制定されております。その後、昭和39年に、工業用水ですとか上水道など水需要の高まりなどから利水関係の規定の整備が必要ということで、治水に利水が追加されております。平成9年にまた改正されまして、環境というものがさらに追加されております。社会経済の発展とともに自然環境、水辺空間など潤いある生活環境の場としての要望、期待が高まったことによって環境が追加さ

れております。また、平成9年にはもう一つ大きな変更がございまして、河川整備の計画制度の導入がなされました。これが河川整備基本方針、河川整備計画と言われるものでございます。

次お願いします。河川の工事ですとか河川の維持を行うに当たりましては、河川整備基本方針を定め、それに基づいた河川整備計画を策定し、工事、維持を行っていくというものでございます。河川整備基本方針というのは、長期的な視点に立った河川整備の方針であって、具体的な河川整備の内容を定めるものではございません。河川整備計画が具体的な個別の整備内容を定めるものでございまして、河川整備計画は、北海道の各建設管理部において地域の住民の意見を聴くなどしながら決定しているところでございます。これによって河川工事、河川の維持を行っているものでございます。河川整備基本方針が左側にございますけれども、この部分を詳しく説明させていただきます。

次お願いします。河川整備基本方針の作成に当たりましては、まず原案を道の河川砂防課で作成し、本北海道河川審議会の意見を聴き、その後、国土交通省または北海道開発局と協議を行いまして、道の農政部ですとか水産林務部、環境生活部との協議を経て河川整備基本方針の案を決定し、国土交通大臣もしくは北海道開発局長に協議し、同意を得た後、策定という流れになります。

次お願いします。道内の二級水系の河川整備基本方針の策定状況でございますけれども、全体230水系のうち64水系が策定済みになってございます。当面、今後予定しているのは6水系で、現在整備している河川ですとか整備を行っていこうとしている河川について策定予定となってございます。これまでの策定64水系のうち、国土交通省の同意水系と北海道開発局の同意水系の2種類に分かれてございます。国土交通省同意というのは、流域面積がおおむね100km^2以上で、ダムなどの貯留施設がある場合に国土交通省が同意するものとなっておりまして、それ以外の水系については北海道開発局長が同意することになってございます。

次お願いします。ここからはこれまでの策定状況の一覧表になっておりまして、7ページ、8ページが国土交通省同意水系の一覧表。9ページから11ページが北海道開発局同意水系の一覧表になってございます。一番最後のページの39番、ウツツ川となっておりますけれども、これが今回ご審議いただく水系でございます。

以上でございます。

髙　橋：　ただいま事務局より北海道河川審議会について並びに河川整備基本方針について説明がありましたが、何かご質問等はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

なければ次の次第4、議事に入らさせていただきます。これ以降の進行につきましては、審議会の会長にお願いしたいと思います。

会長につきましては、北海道河川審議会条例第5条第2項の規定によりまして、委員が互選することとなっております。事務局といたしましては、前回の河川委員会の委員長でございます中津川委員に引き続きお願いしたいと考えておりますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

髙　橋：　皆様から異議なしというご意見がございましたので、中津川委員に会長をお願いしたい

と思います。
それでは、これ以降の進行につきましては、中津川会長、よろしくお願いいたします。

4.議　　事

中津川：　ただいまご指名いただきました室蘭工業大学の中津川でございます。引き続きよろしくお願いします。

河川委員会から河川審議会に変わりましたが、附属機関なのかどうか立場が今まであいまいだったのが、はっきり附属機関ということで審議事項がきちんと位置付けられるようになりました。今日はその第1回目の審議会になります。

審議の内容はこれまでとそんなに変わらないと思います。本日は個別の審議が1件ございますが、その後、今後の河川の計画とか考え方につきまして枠組みを変えていくという話もございますので、その審議もございます。どうぞよろしくお願いします。それでは、着席のまま議事を進めさせていただきます。

まず、実審議に入る前に、条例第7条に基づきまして審議会の運営に関しまして必要な事項を定める必要がありますので、事務局より説明をお願いいたします。

大　畑：　説明させていただきます。スライドは右側のスライド、もしくは紙資料の資料2、北海道河川審議会傍聴要領(案)をご覧ください。

審議の運営に当たりまして、附属機関等の基準に基づき傍聴要領(案)を作成いたしました。審議会の運営に関する事項は、条例第7条によりまして審議会に諮る必要がございますので、提出させていただいたものでございます。内容について概要を説明させていただきます。

まず、手続でございますけれども、傍聴を希望する方は、会議予定時刻の10分前までに受付をしていただき、事務局の指示に従って入室していただくということ。それから傍聴の受付は先着順とし、会場に入り切れなくなってしまう場合にはご遠慮いただくということで考えております。

傍聴に当たっての守るべき事項、2番目ですけれども、開催中は拍手その他の方法により賛成、反対の表明はできないということ。写真撮影ですとか録音、録画は審議が始まる前の冒頭の部分のみとさせていただくことなどを定めてございます。

3番目、最後ですけれども、秩序の維持ということで、指示に従っていただくということと、わからないことがあれば係員にお聞きいただく。以上のことを守らない場合には退場していただく場合があるということを定めたものでございます。

以上でございます。

中津川：　ただいまの事務局からの説明につきましてご意見やご質問等伺ってまいりたいと思います。ご意見、ご質問等はございますでしょうか。よろしいでしょうか。傍聴要領には特にご異議がありませんので、ご承認ということで進めさせていただきたいと思います。

本日は議事を2件用意しております。1件目の議事になりますが、最初の議事でございます。ウツツ川水系河川整備基本方針(原案)の策定について、事務局より説明をよろしくお願いします。

大　畑：　スライドにつきましては、右側にパワーポイントによる説明資料、左側に原案本文その

ものを載せております。紙資料としては、本文、それから説明資料(3)のパワーポイントになります。それでは、説明させていただきます。

次お願いします。右側のスライドの内容について説明させていただきます。位置図に水色で太く着色しているところがウツツ川でございます。黄緑色で囲った部分が流域といいまして、雨が降った場合にウツツ川に水が集まっていく範囲を示したものとなってございます。ウツツ川は、天塩山地の町界から北に流れていきまして、道道遠別中川線と交差後西に向きを変えまして、途中支川と合流し、国道232号を横断して日本海へ注ぐ二級河川でございます。流域の面積は79km^2、幹川流路延長は29.1kmとなってございます。流域は、右上に北海道の位置図がございますけれども、道北の遠別町1町で構成されております。

次お願いします。位置図で太く青くなっている部分がウツツ川本川でございます。ウツツ川の流域は主に山地でございまして、右側に円グラフがございますが、約85%が山地、残りの15%が農地ですとか原野となっております。土地利用の状況ですけれども、河川沿いにオレンジ色で着色した部分が畑ですとか原野の部分、それから一部、中流付近を水色で着色した部分が水田として利用されております。

次お願いします。流域の概要を下流から順に写真で説明させていただきます。左側は河口付近の状況でございまして、周辺は牧草地ですとか畑となっております。環境としては後ほど詳細に説明させていただきますけれども、魚類ではサケなども遡上する川となってございます。また、中流では取水などにも利用されているところでございます。右側の写真は河口から約2km地点の河川の状況ですけれども、国道232号、稚内市と留萌市を結ぶ地域経済を支える国道が横断しているということで、ウツツ川は治水・利水・環境上重要な水系と考えております。

次お願いします。こちらは、左側の写真が河口から約3km付近の状況ですけれども、宮下川という支川が合流してきております。さらに上流に行きますと、薄い水色の点線で線をつけておりますけれども、この山裾を流れているのがウツツ川でございます。そこからさらに上流に行ったのが右側の写真でございまして、道道を横断しています。ここから上流は左岸側、河川を上流から見て左側に山があるという状況でございます。

次お願いします。これが約9km地点の状況ですけれども、左岸のほうがこのように山となっている状況でございます。右側の写真は河口から約11km地点付近ですけれども、町道橋が横断しております。また、支川のピシュクシュウツナイ川が合流しているという状況でございます。

次お願いします。さらに上流に行きますと、両岸は急峻な山地で、一部土地利用はされておりますが、両岸に山が迫ってきている状況です。さらに右側の写真が一番上流のほうですけれども、山地という状況でございます。以上が流域の概要でございます。

次お願いします。流域の地形でございます。流域の地形としましては、上流域は、先ほど写真で見ていただいたとおり山地地形となっておりまして、中流域は低平な丘陵地形となっております。下流域は湿地状の三角州低地となっており、海岸には砂浜が形成されている状況でございます。

次お願いします。地質でございます。上流域は北海道の中央部を縦断する神居古潭変成

帯北端の西方に当たりまして、中生代白亜紀の上部蝦夷層群の砂岩、泥岩、凝灰岩となっております。緑色で縦に着色している部分が上部蝦夷層群となっております。それから、新第三紀中新世稚内層、青色ですけれども、硬質頁岩、それから安山岩質凝灰角礫岩となってございます。このように南北に断層が発達している状況でございます。中流域でございますけれども、黄緑色の部分が新第三紀中新世遠別層の泥岩及び砂質泥岩となってございます。黄色の部分は、一部上流にもありますが、新第三紀鮮新世勇知層の砂岩、礫岩となってございます。

次お願いします。流域の気候でございます。棒グラフの青い部分が遠別地域の月ごとの降水量、赤い部分が全道の平均を示しております。月ごとに多少ばらつきはございますが、年平均降水量としましては約1,100㎜ということで、全道平均とほぼ同程度でございます。気温につきましては、折れ線グラフですけれども、緑が遠別地域の気温、青色が全道平均でございまして、全道平均8℃に対して遠別では約7℃ということで、少し低い地域でございます。

次お願いします。上流部の河川環境についてでございます。両岸が急峻な地形となっておりまして、エゾイタヤ、シナノキなどの自然林が広く分布し、トドマツの植林が点在する状況でございます。動物としてはヒグマですとかエゾシカが確認されており、河川の河床勾配は約120分の1で、河床材料は粗礫となってございます。

次お願いします。中流域の河川環境でございます。川沿いには牧草地、水田が広がっておりまして、魚類としてはフクドジョウ、サクラマス、ヤマメなどが確認されております。河床勾配は約400分の1から270分の1ということで、右下に河床材料の粒径調査した写真がございますが、約2cmから5cm程度の礫という状況でございました。

次お願いします。中流で確認されておりますのはサクラマス、ヤマメ、フクドジョウ。鳥類ではカワラヒワ、カワセミが確認されております。植物としては、ヤチダモ－ハルニレ群集、ミズナラ群落が確認されております。

次お願いします。下流域の河川環境でございますけれども、下流域も牧草地ですとか畑として利用されており、過去に河川改修により堤防が設けられております。河口付近にはハマナスなどの植物が確認されており、魚類ではスナヤツメ北方種、シマウキゴリなどが確認されており、秋にはサケなども遡上しているところでございます。河床勾配は500分の1程度で、粒径は、河口から2,400mの地点ですけれども、中流同様、2cmから5cm程度の粒径でございました。

次お願いします。下流域では、ハマナスですとかオオイタドリなどの植物。コヨシキリ、ノビタキなどの鳥類。魚類ではスナヤツメ北方種、シマウキゴリが確認されております。

次お願いします。流域の治水事業の実施状況でございます。ウツツ川本川につきましては、図にもありますとおり、下流から約8.3km地点まで昭和36年から平成9年までに一定の整備を行っております。また、支川につきましても昭和52年から平成4年まで河川改修が行われている状況でございます。このような中、平成22年に、ウツツ川本川の改修していない区間で大きな浸水被害が発生いたしました。

次お願いします。これが平成22年の浸水状況でございます。農地の浸水、橋梁部分もこのように大きく浸水しておりまして、浸水面積といたしましては約111ha、浸水家屋数1

戸という被害でございました。
次お願いします。続きまして、河川の水質でございます。ウツツ川本川の赤い丸で示した宮下橋、幸運橋の地点で平成27年に水質調査を行ってございます。その結果、BODの観測値は両地点とも1mg/l以下ということで、A類型に相当する河川でございました。
次お願いします。河川水の利用状況ですけれども、赤い点がある1番、2番、3番の地点で水田のための取水がなされております。水田面積は約15haで、かんがい用水の総量としては0.05m^3/sという状況でございます。
次お願いします。続きまして、河川の保全と利用に関する基本的な考え方ということでございますが、これは5点ございます。1つは災害の発生防止又は軽減。2つ目は河川の適正な利用と流水の正常な機能の維持。3つ目に河川環境の整備と保全。4つ目が景観。5つ目が維持管理となってございます。1)から順番に説明させていただきます。
まず、災害の発生防止又は軽減ですけれども、赤く着色してある部分がウツツ川の北海道の管理する区間でございます。オレンジ色で薄く着色しているのが、50分の1確率の雨が降った場合の浸水想定区域でございます。浸水の面積といたしましては680ha、そのうち農地が357haで、家屋が12戸という状況でございます。
次お願いします。洪水被害の防止、軽減のため河積の拡大を考えておりまして、具体的には堤防の新設と河道の掘削です。右側に水色で盛り土とありますけれども、これが堤防でございます。それから、赤い部分を掘削いたしまして河積を拡大する計画でございます。
次お願いします。災害の発生防止又は軽減ということで、水位情報の提供でございます。これは、水位計や量水標の設置により、河川情報等を確実に伝達していくという考えでございます。写真は、量水標を張ってある事例でございます。それから、超過洪水対策、超過洪水というのは計画以上の洪水があった場合でございます。左下の図は50分の1確率のときの浸水域、浸水する範囲を示した図でございます。それが右下のように1000分の1確率になると、このように広がっていくということ、それから浸水する水深が深くなるという浸水想定区域図を市町村に提供するなど、ハザードマップ作成の支援を考えてございます。
次お願いします。続きまして、河川の適正な利用と流水の正常な機能の維持ですけれども、農業用水として利用されている現状を踏まえまして、利水者等の関係機関との情報交換などに努めようと考えております。それから、水質などの把握に努め、魚類等の生息する良好な環境の保全が図られるように努めてまいります。
次お願いします。環境の保全の具体的な内容でございます。この横断図は先ほど河積の拡大で示した横断図と同様の場所でございますが、環境への配慮といたしましては、河畔林の保全ですとか現況河岸を保全し、掘削する際には平水位よりも高いところで掘削を行い、現況のみお筋を保全するという考えでございます。左下に写真がございますけれども、山の部分の河畔林は保全をし、河岸についても保全をする。みお筋も保全をし、右岸側を大きく掘削することを考えております。これは、魚類が生息している状況を踏まえまして、瀬・淵、河畔林の保全に極力努めるという考えでこのような断面としております。外来種につきましても、必要に応じ関係機関と連携し、対策に努めてまいりま

す。
次お願いします。景観でございます。ウツツ川の周辺が農地に利用されている状況を踏まえまして、のどかな田園風景と河川とが総合的に融合・調和するよう親しみやすい川づくりに努めてまいります。また、施設の整備に当たっては、風景となじむよう材料の配置ですとか材料の色彩等の選定についても努め、モニタリングにも努めてまいる考えでございます。
次お願いします。河川の維持管理でございます。河川の維持管理につきましては、災害の発生の防止ですとか環境の保全などの観点から、平常時及び洪水時の巡視、点検、河川管理施設の状況把握、河道内の樹木ですとか堆積土砂の状況、河川管理施設の適正な管理に努めてまいります。また、環境教育ですとか河川愛護活動の推進にも努めてまいる考えでございます。
次お願いします。続きまして、基本高水並びに河道及び洪水調節施設への配分に関する事項でございます。基本高水というのは、流域に降った雨がそのまま河川へ流れてきた場合の流量でございまして、人工的な貯留施設などがない場合に入ってくる流量全体のことでございます。ウツツ川におきましては、道内の指標によりまして50分の1確率と設定しております。フロー図がありますが、札幌市などの大きな都市の河川については約100分の1確率、都市河川については50分の1確率、それ以外については50分の1確率の判断基準というものを道で設けております。左下に判断基準の表がございますけれども、流域面積ですとか想定氾濫区域面積、人口などの指標で該当するものがあれば50分の1確率と設定しております。ウツツ川につきましては流域面積が79km^{2}でしたので50分の1確率に設定してございます。
次お願いします。ただ、流域面積だけで50分の1確率としているのではなく、過去の洪水の実績とカバー状況も考慮しております。左側の表は、実際の遠別観測所における時間雨量と2時間雨量を示してございます。例えば平成22年、大きな水害があった場合の時間雨量は42.5mmでございました。これに対して、右側の表が確率時間雨量で、50分の1確率のときの雨量は約45mmですけれども、30分の1確率になると41.3 mmで、実績の42.5mmをカバーできないという状況でございました。以上のことからも、50分の1確率が必要と考えているところでございます。
次お願いします。基本高水流量の算定につきましては、合理式を採用しております。これは、流域面積が79 km^{2}ということで中小河川ということ、ダム等の洪水調節施設がないということ、また流量観測を行っていないため合理式を採用しております。
次お願いします。合理式によりまして宮下橋基準地点の流量を算出した結果でございます。宮下橋基準地点での流域面積は全体79km^{2}のうち55.7km^2、平均流出係数は0.7、洪水到達時間は2.24時間、雨量強度が30.2mmということで、50分の1確率で計算いたしますと結果327m^3/sで、丸めて330m^3/sとしております。
次お願いします。ウツツ川につきましては基本高水のピーク流量を全量河道に配分する計画で、ダム等の洪水調節施設を設けない計画でございます。なお、宮下橋につきましては感潮区間よりも上流側であり、橋梁に近く、管理しやすいことから基準地点と設定しております。

次お願いします。これは計画高水流量の配分図でございます。宮下橋基準地点で330㎥/s。河口地点では340㎥/sとなります。

次お願いします。これは比流量図といいまして、横軸に流域面積、縦軸に比流量ということで流域面積当たりの流量を示しており、一つ一つの点が道内の河川を示しております。一般的に流域が大きいほど比流量というのは小さくなっていきます。流域が小さいと流域面積当たりの流量というのは大きくなりますので、このような右下がりの集団となります。この集団から外れる点とならないか、道内のほかの河川と比べたところ、ウツツ川につきましては全体の集団の中におおむね入っております。

次お願いします。ウツツ川の河口地点と、宮下橋基準地点の河口からの距離ですとか川幅を示したものでございます。図は宮下橋のものですけれども、宮下橋基準点では河口からの距離が2.82km、計画高水位は標高7.52m、川幅は約40mという断面で330㎥/sが流下可能となります。

次お願いします。主要な地点における流水の正常な機能を維持するための流量ですけれども、ウツツ川におきましては農業用水として0.05㎥/sの水利用がございます。なお、渇水被害を生じた事例はございません。また、低水時の流量観測データがないため正常流量は定められない状況でございまして、今後流況等の調査を行い、動植物の保護、流水の清潔の保持等を考慮し、調査検討を行った上で定めたいと考えております。

以上がウツツ川の河川整備基本方針の説明でございます。

中津川：　ありがとうございました。本日が初めての方もいらっしゃいますので、いろいろご丁寧な説明もございました。この河川整備基本方針につきましては、治水とか、あるいは水利用、環境ということで、今後の河川の計画あるいは管理の方針を定めるものになっておりますので、そういう幅広い視野でご意見をいただければと思います。先ほど課長からもご挨拶がありましたけれども、昨年8月に北海道で、ご存じのとおり大雨が降りまして、特に中小河川で大きな被害が発生いたしました。その災害を踏まえて今回初めての河川審議会ということになります。今まで北海道で降る雨量を超えた雨が降ったということもあります。このようなことはどこで起きるか分からないということを踏まえて、そういった目でもウツツ川のこの計画をどうすべきかということをご意見いただければと思います。

それでは、どのような観点でも結構ですので、意見、それから質問でも結構ですので、いただければ幸いです。どうぞ、泉委員。

泉　：　流域の面積が79.0㎢という基準だけで50分の1確率という判定になっている印象を受けたのですけれども、50分の1確率というのは整備レベルが比較的高い水準ですよね。ですから、ある程度重要であるということが根拠にないといけないと思うのですけれども、正直言って27人しか流域内にいない。資産が12億円。整備をやったら12億円以上かかったりするのではないのですか。それは何かおかしいような気もするのです。

ウツツ川を横断する国道232号は稚内につながる重要な道路で、稚内は国防上かなり重要なところなので、そういう意味で、道路を守るための河川整備ということになるのかなと私は理解したのです。この流域面積あるいは確率時間雨量といったものを幾ら並べても、この川の整備が重要であるということの根拠には余りならない気がするのです。

道路を守るとか、そういった根拠がないと、この方針をこれだけ高い水準にする説得力がないような気もするのですけれども、どうでしょうか。

中津川：　いかがでしょうか。

大　畑：　おっしゃるとおり国道232号があるということが非常に大きな要素であると考えております。ただ今回は基本方針ということで、整備計画も同じ規模になるとは考えておりません。過去の整備でも20年分の1確率で整備されておりまして、今後河川整備計画につきましても流域の資産状況を踏まえて規模を落としていくことになると思いますが、基本方針としましては、重要な国道で、海岸縁線沿いの道路の保全ということもあるものですから、これまでの道内の指標と同様に50分の1確率にしたいと考えているところでございます。

泉　：　わかりました。ただ、先ほどから話に出ている、昨年の水害を踏まえて中小河川の整備レベルを上げなければいけないという話は、それも一理あるのですけれども、逆に優先順位でめり張りつけないと。全部が全部中小河川のレベルを上げるのは不可能ですから、めり張りをつけるということをやっていかなければいけないと思うのです。そういう意味で、優先度は余り高くない川だという気はしました。その辺は整備計画で考えてもらえるということは理解しました。

中津川：　繰り返しになりますけれども、具体的な整備につきましてはきちんと、いわゆるB/Cで、妥当なコストに対するベネフィットがあるのかを分析しつつ整備計画のほうで決めていくことになります。今回は基本方針ということで、広い視野で統一的な基準で考えられています。泉委員が言われる優先順位をつけるという話は当然の話だと思うのですけれども、そのことはウツツ川の整備計画で考慮されるということでご理解いただければと思います。

ほかにいかがでしょうか。早川委員、お願いします。

早　川：　下流から中流は既に整備されている区間があるということで、ちなみにここの区間は、計画規模でいうと何分の1相当までの整備区間になっていたのですか。

大　畑：　過去の整備の確率規模では約20分の1確率ということになっております。今後、整備計画を策定していくということも踏まえまして、近年の降雨も踏まえて再検証した結果、同様に、約20分の1確率という結果でございました。

早　川：　水害があったのは平成22年ですか。そのときはそこがあふれたということになるのですか。改修の上流区間が氾濫したことになりますよね。

大　畑：　あふれたのは改修済区間外ということで、20年分の1確率で改修した区間については、平成22年の雨ではあふれておりません。改修済み区間があふれなかった理由はいろいろあると思うのですけれども、上流であふれたため下流があふれなかったということも可能性としてはありますし、流域の土壌が乾燥していたという状況もあると思いますので、一概に20分の1確率の整備であったのに、なのになぜあふれなかったのかを判断するのはなかなか難しいかなと考えているところでございます。

中津川：　よろしいでしょうか。今のお話に関係してなのですが、過去の経緯で、本文の3ページでも結構なのですけれども、小規模改修というのと局部改良というのがございますが、これはどのようなことを具体的にやられたのかを補足いただければありがたいのですが。

大　畑：　主に河道の掘削と堤防の整備を実施してございます。

中津川：　改修と改良の違いはどういうことなのですか。

大　畑：　国の補助事業の名称がいろいろございまして、ある一定規模の金額を超えるときなどには小規模改修となり、規模の小さな補助事業については局部改良となっております。内容的には河道掘削や堤防整備など同様の河川工事が実施されているものでございます。

中津川：　そうですか。そうしたら、本文のほうは一般の方でもわかるように、一言でもいいので、掘削とかそういうふうに書いておいていただけるとありがたいと思います。

大　畑：　はい、わかりました。

中津川：　ほかにいかがでしょうか。先ほど泉委員からもご意見をいただいていますが、お金をかけて整備することにつきましてはいろいろ難しい部分もあるのかもしれないのですが、あしたにでも降るかもしれない大雨に対してどうするかということを考えることは喫緊の課題ではないかと思います。現状としてはこの河川は水位計もついていないということでした。先ほどパワーポイントの中で水位計あるいは量水標の話もあったのですけれども、河川を改修するほどお金がかかる話ではないのですけれども、どのぐらいのスピード感で実現できるのでしょうか。

大　畑：　スケジュール的なものにつきましてはまだ見えていないのですけれども、写真にあります量水標などにつきましてはすぐにでもつけられると考えております。簡易的な水位計という考えもございますが、まずはできることを早急に取り組んでいきたいと考えているところでございます。

中津川：　今日後半の議論にもこういう話は出てくると思うのですけれども、すぐにでもやれるようなことはスピード感を持ってやっていくべきと思います。基本方針の話とは離れるかもしれないのですけれども、大規模な改修以前に、観測とかそういうところについてはすぐにでもやれるように考えていただければと思います。

　ほかに。上田委員、お願いします。

上　田：　保全と利用に関する基本的な考え方で、河川環境の整備と保全というところなのですけれども、フクドジョウ、サクラマス等の魚類が生息ということで、そのほかにスナヤツメの北方種が生息していると思います。特に掘削なんかをする場合、ヤツメの産卵床などを保全していくというのを一言入れられたほうがいいかなと思います。

　それと、これは今委員長も言われた、後ほどのことと関係してくると思うのですけれども、河畔林の保全というのがここでうたわれているのですけれども、昨今の洪水で流木の被害が全国的に顕著になってきまして、河畔林を保全するということと、洪水になった場合に河畔林が流下していって、流域全体あるいは海面なんかにも出ていって、漁業にも影響が非常に大きくなる。ここの川だけではなくて、北海道の河川の方針として今後河畔林をどういうふうにしていくかというのは非常に大きな問題になると思いますので、ここのところを本文のところでも考慮していただければと思います。

中津川：　今2点ほどご意見いただきましたが、1点目は、掘削時にスナヤツメ北方種に配慮するというお話ですが、具体的には本文の中ではどの辺を。

上　田：　パワーポイントのほうしか見ていなかったので。

中津川：　2ページ目の下のほうですかね。これはスナヤツメが生息しているというような記述で

すが。

大　畑：　4ページ目の上から河川環境の整備と保全に関する事項を記載しておりますが、そこには確かにヤツメの産卵床についての記載はしておりませんでした。

中津川：　なるほど。それでは、スナヤツメ北方種の保全について記述するということでよろしいでしょうか。どの辺がよろしいですかね。4ページ目の2行目あたりにそれを具体的に書いていく。事務局はそれでよろしいですか。

大　畑：　具体の記載方法につきましては後ほど調整させていただきたいのですけれども、記載する方向で検討させていただきたいと思います。

中津川：　わかりました。それと2点目は、河畔林につきましてはむしろ保全というよりは流木被害の話ということで、これはどのように盛り込みましょうか。

大　畑：　同じく4ページ目の3段目に河川の維持管理という記載をしておりますので、ここの中で河道の維持、堆積土砂の掘削ですとか河道内樹木の伐採などについて記載方法を検討したいと思います。一応適正な管理を行うということは書いているのですけれども、キーワードとして、昨年の台風被害を踏まえまして追加の文言を検討させていただければと思います。

中津川：　4ページ目は、1つ目のパラグラフよりは3つ目のパラグラフに河川の維持管理に関しては災害の発生の防止云々というふうに記述されていますので、今の上田委員の趣旨からいうと、流木被害とかの観点から適切な管理をということだったので、その辺に盛り込んでもらったほうがよろしいのではないでしょうか。

大　畑：　はい、わかりました。

中津川：　そのようなことでよろしいですか。

　ほかにいかがでしょうか。特に、水利用というのはかんがい用水で利用されているということで、その辺の観点、あるいは地域のさまざまな視点ということではいかがでしょうか。あと、細かいことですけれども、雨量計が遠別町にあって、その雨量を使っていますが、この河川計画、管理をやる上ではそこしかないということになりますか。

大　畑：　右側のスライドをご覧ください。遠別観測所の周辺に天塩ですとか初山別、大成という観測所がございますけれども、このウツツ川流域と重ねますと、遠別観測所が一番近いです。ティーセン分割していったところ、遠別観測所1つでウツツ川流域全てが網羅されている状況を考えますと、遠別観測所が最も適しているのではないかと考えておりました。

中津川：　わかりました。実際に洪水等が起きるかもしれないといったときは、ここの雨量だけではなくて、レーダーとかいろんな雨量情報、先ほど水位情報という話もありましたけれども、そういう情報をきちんと入手して、それに基づく判断をすることになっていると考えてよろしいですか。

大　畑：　はい、そうなります。さらには、今年から気象庁で雨量指数による危険度分布も出されております。また、建設管理部から市町村に避難の判断の考え方ですとか助言をしている状況でございます。

中津川：　わかりました。ちょっとしつこくて申しわけないですけれども、去年のああいう洪水とかを見ると、想定外と言ったらだめなのでしょうけれども、予想を超えるような現象が

起きたときにどうするかという話をリアルタイムでどんどんやっていかなければならないかと思います。ざくっと言うと、3ページの下にあるように、防災等関係機関と連携を図りながら、必要に応じて情報連絡体制の検討、必要な施設整備ということになるのですけれども、もうちょっと具体的にここはどうするかというのを考えていく必要があるのかなと思いました。基本方針の文言としてはこれしか書きようがないと思うのですけれども、具体的な話も進めてほしいということです。

大　畑：　写真は一例で、量水標の事例ですけれども、簡易水位計というような、いろいろな技術開発がなされてきております。ただ、全道には1,540河川ございますので、優先順位等を考えながら検討していくことになろうかと思います。

中津川：　ちょうどハザードマップの話も下に出ているのですけれども、水防法が変わって、最大規模の降雨についても作るということで、近いうちにそれはやるということでよろしいでしょうか。

大　畑：　水防法では水位計を設置するような重要な河川に限っているのですけれども、道といたしましては1,000河川以上で、iRICという簡易的な氾濫計算のシミュレーションを用いまして、氾濫域に家屋等がある河川について洪水氾濫危険区域図を作成していく考えでございます。

中津川：　はい、わかりました。

ほか。どうぞ、早川委員。

早　川：　取水施設のところでお聞きしたいのですけれども、今3カ所あるということですが、ここは横断構造物が横断的に入っている取水施設なのか。そういうのがあればそこで落差ができてしまって魚類等の移動に支障が出るのですが、構造物があるのかないのかを教えてください。

大　畑：　スライドの4ページ目ですけれども、右側に写真がございます。このように横断工作物になっているところはあるのですが、ウツツ川につきましては過去の改修などで魚道が整備されておりまして、改修済みの区間について落差がある箇所は魚類の遡上は可能となってございます。平成22年に大きな被害があった、今後河川改修を検討していく区間については落差等はなく、改修においても落差等は生じないと考えているところでございます。

早　川：　取水施設は3カ所ですか。3カ所とも既設の施設は前の改修区間内にあったのでしょうか。取水方法はポンプでしょうか。

大　畑：　3番が改修していない区間でございます。3番は改修計画を検討していない場所でございます。

中津川：　よろしいですか。

ほかはいかがでしょうか。よろしいですか。特になければウツツ川の審議はこれで終わらせていただきたいと思いますが、皆様から何点か指摘事項がございました。幾つか文言を修正しなければならない点もございます。ただ、軽微な文言の修正と思われますので、もし差し支えなければ会長の私にご一任いただきまして、結果を皆様にご報告させていただくということでご了解いただければと思いますが、よろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

中津川：　ありがとうございました。それでは、これで1番目のウツツ川の審議は終了したいと思います。

続きまして、これは今までに余りない話なのですが、今後の水防災対策を推進していくための基本的な方針策定に向けた体制ということで、今日1回では終わらないと思います。今後10年、20年の考え方を決めていくという非常に重要なことでございます。先ほどちょっとご紹介がありましたけれども、この北海道の川づくり基本計画というのが以前作られたものです。年次的にいいますと、治水、利水、環境という三位一体でやりますというふうに河川法が改正されましたけれども、その前に作られた基本計画で、色合いとしては環境を結構重視した書き方になっています。ただ、最近言われているのは、雨の降り方が変わってきているとか、今後も地球温暖化あるいは気候変動の影響で雨の降り方が変わってくるだろうということです。昨年の北海道の大雨洪水被害も踏まえまして、それらに対して安全を確保するためにはどうするかを考えなければならないということで、もう一回これを見直そうというお話です。

ちょっと長くなってすみません。水防災対策委員会という話が先ほど出ていましたけれども、国交省も昨年の災害を踏まえて、国と北海道で連携して治水対策のあり方を見直そうという動きを始めています。国のほうはそういう委員会を作って進めているのですけれども、北海道では昨年はむしろ中小河川で非常に大きな被害を受けたので、その辺がメインの課題になります。それを考慮した基本計画という重要なスキームをこれから考えていくということになります。

もう一つは、これからの将来の話なので、我々がきちんと考えていくということとあわせて、若手の職員がきちんと主体性を持って、問題意識を持ってこういうことを考えていくという趣旨でもあります。そういった面で、こういうことを考えるべきだという皆様のご意見をどんどんお伝えいただければと思います。

本日は中身の話まではいかないと思うので、こういう方向性、考え方でやっていきましょうというような話になります。その点について事務局からご説明いただきまして、ご意見を賜りたいと思います。それでは、事務局からこの点につきましてご説明をよろしくお願いします。

髙　橋：　資料は、紙ファイルにあります最後のインデックスがついたところのパワーポイントです。もしくはスクリーンを見ていただければと思います。

次お願いします。ただいま会長からお話がありましたとおり、近年、全道各地で大雨災害が発生いたしまして、広域的に被害を受けております。特に昨年8月には4つの台風が接近、上陸して激甚災害が発生し、特に中小河川の区間で被害を大きく受けたところでございます。

次お願いします。昨年の災害を踏まえて、北海道と開発局が合同で大雨激甚災害を踏まえた水防災対策検討委員会を設置いたしまして、今後の水防災対策のあり方について報告を受けたところでございます。その報告の内容ですけれども、下のほうの四角囲いにありますとおり、まず北海道から先導的な気候変動への適応策に取り組むべきというご意見です。それと、施設では守り切れない洪水が必ず発生するという認識のもと、ハードとソフトの両面、両輪であらゆる対策を総動員で行うべきと。また、甚大で特徴的な

被害の要因をよく分析して、その対策を治水計画や維持管理へ反映していくべきという意見がございました。それと、北海道については日本の食料供給地域としての役割を果たしているということで、北海道の農業を守る治水対策を強化すべきと。このような報告を受けたところでございます。

次お願いします。このことから、我々も都市化や気候変動の影響に伴って治水対策の重要性はますます高まっているという認識を持っております。災害から道民の生命・財産を守ることは重要な課題だと認識しております。一方で、河川法が平成9年に改定され、河川環境の整備と保全が加わりましたけれども、引き続き生態系ですとか景観に配慮した川づくりに取り組むべきと考えております。現在の取り組みですけれども、先ほど会長からも紹介されました、平成6年度に策定されました北海道の川づくり基本計画に基づき、環境については河川整備を行っているところでありますけれども、治水、利水の方針については特に策定したものがございませんので、今後そういうものを作っていかなければならないという認識で、今回、北海道の川づくり基本計画を改定したいと考えたところでございます。

次お願いします。今の川づくり基本計画については、内容が環境事項と地域連携に関する事項となっております。今回我々改定したいイメージは、まず治水・利水・環境の3つの目標を定めたい。それと、優先河川の設定です。北海道には河川数がかなり多くございますので、優先河川というものを設定していきたいと考えております。さらに、実施計画編ということで、対象事業ですとか計画期間、あとどういうふうに進行管理していくか。さらにはどういうふうに地域と連携しながら河川整備を進めていくのかということをこの改定の中に盛り込んでいきたいと考えているところであります。

改定版のイメージについて書いてありますけれども、赤で囲ってあるとおり、優先河川の抽出条件ということです。都市河川の場合の一例をお示しします。次のページをお願いします。都市河川の一例ということで、札幌の河川を一覧表に示してありますけれども、まず抽出条件としまして、政令指定都市かどうか、人口密度、重要水防箇所、近年の災害などです。こういう抽出条件から、例えば3つ以上に該当するものについては優先河川にしましょうという位置付けと、整備内容とをあわせて整理していきたいと考えております。

次お願いします。本日審議していただきたいのは、仮称ですけれども、新北海道川づくり方針の策定に向けた体制についてです。今後の水防災対策の重要性を鑑みて、この北海道河川審議会の中で方針案を審議・策定していきたいと思っております。素案の策定については、スクリーンにありますとおり、道庁職員で構成しております河川技術検討委員会というものがございます。その下にさらに作業部会ということで、若手職員で構成したワーキンググループというものがございます。これらを設置しまして策定作業を進め、北海道河川審議会の意見を聴き、北海道河川審議会へ報告~~審議~~していきたいと考えております。なお、若手職員で構成するワーキンググループは、今後の人材育成も目的とするものでございます。

次お願いします。最後に今年度の予定でございます。今回こういう体制でということを認めていただければ、早速8月に第1回目のワーキンググループで検討いたしまして、9月

には河川技術検討委員会の中でまとめていきたい。そして、10月の次の審議会の中で中間報告をしたいと思っております。その後11月以降、何回かワーキンググループ並びに河川技術検討委員会で作業を進めまして、来年の3月、今年度末には素案を示したいと考えているところでございます。

簡単ではございますが、以上でございます。

中津川：　ありがとうございました。ただいまのご説明につきましてご意見、ご質問等ございましたら。泉委員、お願いします。

泉　：　非常によいご提案だと思いました。こういうものの新しい版を作るという話ですよね。その中で、技術検討委員会、ワーキンググループがある。しかも若手の方の人材育成というものも兼ねてということで、それはぜひやっていただけるのはいいと思います。

1つ思ったのは、いきなり河川審議会で案を出されるよりは、もう少し緊密に委員の方と連絡をとられて、話を頻繁にされて作っていただけると、審議も円滑に進むのではないかという感じがします。

以上です。

中津川：　ありがとうございます。私も同感でございます。方向性につきましてはある程度全体的にコントロールしつつ、若い人の柔軟な意見を引き出すという枠組みで進めていただければと思います。その辺は、最後のスケジュールのところでワーキンググループと技術検討委員会とのやりとりはあるということで。泉委員はご退席ということです。よろしいですか。ほかに何か。ありがとうございます。

あといかがでしょうか。今日はごくごく基本的な骨子というか方向性だけのお話ですが、具体的な中身につきましては10月の審議のときに示されるということでございます。私のほうから1つ。4ページの改定版のイメージのところで、基本方針という概略的な話と、さらに⑧で優先河川、具体的な河川を絞り込んで、絞り込まれた河川をどうするかみたいな話は、かなり具体的にどういう整備をするかというのが示されるという理解でよろしいのでしょうか。

大　畑：　具体的なものにつきましては実施計画編という下の段で考えております。あくまでも方針は考え方ですとか概念と考えているところではあるのですけれども、議論としましては、方針だけ議論してもなかなかまとまっていかないと思っておりまして、実施計画を考えて、さらにこの下に具体の河川の例、1つの事例などをもって検討していきながら、この方針でいいのかどうかを随時フィードバックしながら、実施計画と基本方針などをセットで議論していくことを考えております。その上で、まとめたものがいいのか、それとも方針編というものを1冊作って、さらに実施計画編を作っていくのがいいのかということも今後議論していきながら、何がいいのかを具体の河川の例を示して、積み上げて考えていきながら決定していきたいと考えております。

中津川：　基本方針というのは、一回決めたら結構長い間、10年、20年変えられないと思うのですけれども、実施計画につきましては随時問題が起き次第改定していくという位置付けになると考えてもよろしいでしょうか。

大　畑：　そのように考えております。

中津川：　ありがとうございます。

いかがでしょうか。上田委員。

上　田：　2ページに書いている、北海道大雨激甚災害を踏まえた水防対策のところの一番下の行に、日本の食料供給地域としての役割を果たしている北海道農業を守る治水対策を強化すると。これはほかの委員会が出しているのですけれども、北海道にとっては、農業だけではなくて水産業であるとか林業であるとか、1次産業が非常に重要だと思いますので、北海道のこれからの川づくりに関しては、農林水の1次産業をしっかり守っていくような川づくりを基本方針として。必ず連携していると思うのです。農業で取水するということは、魚の移動なんかにも問題が出てきますし、先ほど言った流木の被害になると今度は非常に広範囲に起こるということがありますので、1次産業を主体とした観点で取り組んでいただければと思います。

髙　橋：　わかりました。そのとおりです。農業を初めとする生産空間を守るということで考えております。

中津川：　ありがとうございます。昨年の水防災検討委員会の提言の中でも出てきた話でございます。非常に重要な話だと思います。

それと、1つ私のほうから。国のほうでは、国交省というか北海道開発局では今、地球温暖化を踏まえて、気候変動のいろんな情報、シナリオを考えた治水対策も場合によっては実現していくような方向で進んでいます。ご存知ない委員もいらっしゃるかもしれないので補足しておきますと、今までの治水計画というのは、過去の雨の降り方とかを統計処理し、100年に1回降る雨とか50年に1回降る雨という、要するに現在まで降った雨の情報を立脚点にして作られてきたのです。ところが、これから気候変動あるいは地球温暖化ということになりますと、雨の降り方が変わってくるだろうと考えられます。地球全体の気候をシミュレーションする技術というのは今非常に進んでいますので、最新の科学的な知見、技術とか情報を使って将来の雨の降り方を出して、それを具体的な計画に盛り込んでいこうということを国としては考えようとしています。水防災対策委員会でもご意見、提言があったのですけれども、北海道もそこまで踏み込んで方針の中に盛り込んでいくのかどうか。あるいは、今日1番目に審議したような個別の河川の基本方針の中にもそういうものを、場合によっては盛り込んでいくこともあり得るのか。どこまで踏み込んで考えられているのかを教えていただければと思うのですけれども。

髙　橋：　昨年報告を受けた気象変動に配慮した治水対策については、できるだけ今回の基本方針の中に入れていきたいと思っております。ただ、どこまで具体的に入れられるかは今後の進みぐあいによると思います。

中津川：　そうですね。今、国交省で、十勝川とか常呂川で将来どんな雨が降るかという情報を整理しようと。ダウンスケーリングという方法で気候モデルのアウトプット情報をスケールを小さくして、局地的な雨の降り方まで出せるように計算しようとしていますので、そこを情報共有していただいて、それをどう捉えるか、考えるか。そこもぜひ北海道としても考えていただければと思っています。

いかがでしょうか。早川委員、どうぞ。

早　川：　4ページの実施計画の⑥の維持管理のところに維持管理基本方針以外とあります。これは別途、維持管理基本方針というのが多分あると思うのですが、そちらのほうは何か手

を入れる予定はあるのでしょうか。

髙　橋：　今、既に維持管理基本方針がございますので、そこで触れていないもので何か重要なものがあれば、この基本方針の中に入れていきたいと思っております。今のところ具体的に何をというのはないのですけれども、方針の中で維持管理を補足できるものがあれば入れていきたいと思っております。

中津川：　いかがでしょうか。もう一つ言わせていただくと、ここまで踏み込めるかどうかあれなのですけれども、最近グリーンインフラという言葉が結構出てきています。環境と安全確保というのは別物ではなくて、環境を守ることによって防災面も機能強化できないかという話もトピックスとして出てきていて、非常に興味深いと思っています。直近の例でいうと、釧路湿原は湿原が遊水機能を発揮して下流の洪水を防いだという話もあります。そこまで具体的に踏み込めるかどうかは別として、そういう部分にも注目して調査とか研究をするといいのかなと思います。

いかがでしょうか。それでは、このような方向性は非常に先進的な、よい取り組みだと思いますので、このような考え方で方針の策定を進めさせていただくことでよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

中津川：　ありがとうございます。

それでは、本日予定しています議事はこれで終了させていただきます。事務局にお返しします。

5.その他

髙　橋：　長時間のご審議、大変ありがとうございました。

それでは、次の次第5、その他といたしまして、次回の開催予定です。次回は、最後の議事でありました今後の水防災対策を推進していくための基本的な方針の策定について審議していただきたいと思っておりまして、予定では10月に開催したいと考えております。近くなりましたら改めて日程調整をさせていただきますので、その節はよろしくお願いいたします。

また、本日はいろいろご意見がございました。修正事項につきましては早速作業を進めまして、中津川会長と相談させていただき、結果について各委員の皆様にご報告させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

その他については以上でございます。

6.閉　　会

髙　橋：　これをもちまして第1回北海道河川審議会を終了させていただきます。本日は誠にありがとうございました。